

**グリーンボンドガイドライン及びグリーンローンガイドライン付属書 1 別表
(グリーンリスト) に関する
意見募集に寄せられた御意見の概要について**

令和 8 年 6 月 12 日から同年 7 月 17 日までに実施したグリーンリストに関する意見募集に寄せられた御意見の概要は以下のとおり。

No.	大分類	御意見の概要
1	—	「(参考) 環境認証・認定・ラベル表示制度等について」にエコマーク認定制度(認定者: 公益財団法人日本環境協会)を追記すべき。エコマークは、国際標準化機構の規格 ISO 14024 に準拠した日本で唯一の環境ラベルである。商品のライフサイクル全体を考慮して策定された厳しい認定基準に基づいて、公平な審査を経て認定を受けた製品・サービスのみに付与される。 参考: https://www.ecomark.jp/
2	—	グリーンボンドは、先進的なヨーロッパで既に基準が作られているが、世界に通じない日本独自の基準を練るのではなく、国際基準に照らし合わせるべき。 また、実質的に化石燃料に頼ったいわゆる「グリーンウォッシュ」となる事業がグリーンボンドに含まれない様、「非化石証書」などの基準とも照らし合わせて、抜け穴を塞ぐべき。 例えば、二酸化炭素の地下貯留事業は、地理的・科学的に、日本では実現性が低い、もしくは(既にトラップされている温室効果ガスを放出してしまう危険性などから)逆に温暖化を促進してしまうと危惧されている。 また、水素・アンモニアなどの利用も、燃料が海外からの輸入だったり、生成に原発・火力発電などの温暖化を促進する電力源が使われているは、全く逆効果である。
3	—	定量評価における「非開示理由」の明記を義務付けるべき。 定量的な指標の開示について「可能な場合には……示されることが望ましい」とされている。これを一步進め、「定量化しない(できない)場合は、その具体的な理由(守秘義務、技術的限界など)の開示を必須とする」というルール(Comply or Explain: 遵守せよ、さもなければ説明せよ)へ変更すべき。 【改善が容易な理由】開示のハードル自体を上げて企業を締め出すのではなく、「説明する義務」を課すだけであるため、実務上の負担を抑えつつ、安易な定性評価への逃げ道を塞ぐことができる。

No.	大分類	御意見の概要
4	—	BAU(成り行きシナリオ)設定における外部統計・標準値の参照を推奨すべき。 プロジェクトを実施しない場合の比較基準(BAU)について、各発行体が独自に都合のよい前提を設定できる点が課題である。これに対し、「BAU の算定にあたっては、省エネ法や J-クレジット制度などの既存の公的ガイドライン、あるいは業界標準値を優先的に参照することが望ましい」という一文を加えるべき。 【改善が容易な理由】 計算ルールをゼロから新設する必要はなく、すでに国内に存在する他制度の算定基準を「参照先」として推奨するだけで、恣意性を大幅に排除できる。
5	—	「総合的判断」の適用時における最低必須項目を設定すべき。 「全ての観点を満たさなければグリーンプロジェクトと評価できない訳ではなく……総合的に判断する」という記述は、基準の形骸化を招く恐れがある。そこで、「ただし、観点 1(論理的説明)および観点 4(ネガティブ効果の緩和プロセス)の 2 点は必須とし、その上で総合的に判断する」といった最低限の足切りライン(ベースライン)を設けるべき。 【改善が容易な理由】 4 つの観点の文章自体を修正することなく、「組み合わせの運用ルール」を 1 行付け足すだけで、制度としての信頼性が格段に向上する。
6	—	ライフサイクルアセスメント(LCA)における簡易チェックリストを導入すべき。 環境改善効果やネガティブ効果について「ライフサイクル全体を考慮して判断することが重要」と書かれているが、具体性に欠ける。大分類ごとの表(グリーンリスト)にある「ネガティブな環境効果の例」をベースに、「調達・製造・運用・廃棄」の 4 ステージに分けた簡易な 4 択チェックシート(有・無・影響軽微・不明)を標準フォーマットとして添付すべき。 【改善が容易な理由】 高度な LCA の計算を義務付けるのではなく、リスト化されているリスクについて「検討漏れがないか」を確認させるだけであるため、フォーマットの追加だけで対応可能である。
7	—	参考認証リストの「環境評価のカバー範囲」を可視化すべき。 末尾の「参考」に挙げられている多様な環境認証(CASBEE、LEED、MSC、FSC など)について、それぞれが「何をどこまで保証するものか」が文章でのみ解説されている。これを、「どの認証がどの環境目的(温暖化防止、生物多様性、資源循環など)に対応しているか」を一覧できるマトリクス表(○×表)にすべき。 【改善が容易な理由】 テキストデータとしてすでに存在する認証情報を整理して表(マトリクス)に落とし込むだけなので、新たな調査や制度設計を必要とせず、投資家や資金調達者の視認性を劇的に向上できる。

No.	大分類	御意見の概要
8	—	別表 P5 ④ グリーンイネーブリングプロジェクト（GEP）の定義について「グリーンプロジェクトのバリューチェーンで重要な役割を果たすものの、それ自体では明確にグリーンとは位置付けられないプロジェクトを指し」という表記は「直接的な環境改善効果をもたらさないものの、グリーンプロジェクトのバリューチェーン上で必要な構成要素である GEP」という ICMA による定義に忠実に和訳してはどうか。 【理由】「それ自体が明確にグリーンとは位置づけられない」という表記が市場参加者によって理解されにくいいため、ICMA ガイダンス文書の Specific Criteria と同じ定義に揃えてはどうか。 ICMA Green Enabling Projects Guidance document “ A Green Enabling Project is a necessary component of an enabled Green Project’ s value chain, but it is not necessarily a conveyor of a direct positive environmental impact on its own. ”
9	—	付属書 1 P3 トランジション戦略についてローンについては LMA/LSTA/APLMA のトランジションローンガイドも参照元として追加してはどうか。 【理由】「トランジション・ファイナンスとして要求される要素は、国際資本市場協会（ICMA）「クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック」及び金融庁・経済産業省・環境省「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」を参照すること」とあるが、LMA のトランジションローンガイドでは Part 1: Defining transition finance、Part2:Credible transition strategies に該当する説明があるため。
10	—	大規模事業のみならず、中堅・中小企業が取り組む省エネルギー改修、再生可能エネルギーの利用、農業・森林関連事業および温室効果ガス排出量の可視化等について、簡便に参照可能な事例や指標の一層の充実を検討してはどうか。 地方の中堅・中小企業においては、対象事業の該当性判断や環境改善効果の算定に関する知見・人員が限られている場合が多く、ガイドラインへの適合に当たって負担が大きいといった課題がある。

No.	大分類	御意見の概要
11	—	グリーンリストの小分類に記載されている複数の事業区分にまたがる取組みについて、その位置付けや考え方をガイドライン等において明確化するとともに、具体的な活用例等を示すべき。 地方公共団体や中堅・中小企業の案件形成においては、再エネ、省エネ、農業、林業等を組み合わせた事業（※）が多くみられる。 （※事例） ①再生可能エネルギーの発電、蓄電池、需給調整、需要側設備の電化・制御、地域内利用を一体で行う取組み ②寒冷地における省エネ改修、再エネ熱利用、燃料転換を組み合わせた熱需要の脱炭素化の取組み ③農業、酪農、森林資源の活用を組み合わせた取組み
12	大分類1 「再生可能エネルギーに関する事業」	輸入燃料を使用するバイオマスは、グリーンボンド・グリーンクレジット対象から除外すべき。 再生可能エネルギーに「バイオマス」が含まれているが、海外から輸入される燃料は、国内で負うべき温室効果ガス削減義務を他国に押し付けるもので、適切でない。また、トレーサビリティの面からも、輸出国での環境適合性が完全に保証できるものではない。
13	大分類1	輸入燃料を使用するバイオマス以外の他の発電（火力・原子力等）・熱源（鉄工所等）についても、グリーンボンド・グリーンクレジット対象から除外すべき。 直接の地球温暖化原因になっている火力発電・原子力発電が、効率改善などでグリーンボンド・グリーンクレジット対象になってしまわない様に、明示的に除外すべき。
14	大分類4 「自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業」	小分類4-2「持続可能な漁業や水産養殖業に関する事業」については、近年、AIを活用した給餌機の導入が進展しており、飼料使用量の削減や作業負担の軽減に寄与している。 このため、「給餌効率の向上による飼料使用量削減率」を指標例の一つとして位置付けることを検討してはどうか。これにより、水質改善に資する取組みの一層の促進に資すると考える。

No.	大分類	御意見の概要
15	大分類 4	小分類 4-2 の具体的な指標の例について、記載が限定的なため、実態に合わせる観点で後述するような指標を幅広く追加してはどうか。 既に認証の取得や自然共生サイトの面積が記載されているが、本カテゴリにおけるプロジェクト例として、地方自治体は藻場の造成や林道の開設などを含めているものと認識している。藻場の造成においては、藻場造成面積（ha）、整備箇所数、CO₂吸収量（t/ha/年）といった指標が用いられており、林道の開設においては、整備距離（km）といった指標がレポーティングで用いられている。
16	大分類 4	【意見】小分類 4-2 の具体的な指標の例について、「自然共生サイト（増進活動実施計画等の実施区域）の面積（持続可能な漁業に関する事業を実施している場合に限る）（m²）」は、「持続可能な漁業や水産養殖業に関する事業」の例としては、誤解・優良誤認を招きやすいため、削除すべきである（必要であれば 5 - 1 でカバーできると思われる）。 【理由】持続可能な漁業が定義されていないため、放流や人工漁礁等、効果と影響が不確かな事業が含まれてしまう可能性がある。
17	大分類 4	【意見】小分類 4-2 の具体的な指標の例について、「混獲の回避や海底環境への影響回避のための漁具やモニタリングシステムの開発と導入による混獲数や海底環境（植生や底生生物相）の変化」を追加してはどうか。 【理由】混獲や트롤による海底との接触は、漁業が海洋生態系に影響を及ぼす要因となっている。

No.	大分類	御意見の概要
18	大分類 4	小分類 4-3「持続可能な森林経営に関する事業」の具体的な指標の例に「持続可能な森林経営を民間機関が認証する森林認証（FSC 認証、SGEC/PEFC 認証）を取得した認証紙の使用量・使用比率」を加えてはどうか。 【理由】持続可能な自然資源管理として認められていない紙資材も相応に用いている中、FSC 認証紙の資材を積極的に購入し、同比率を高めていく取り組みは ICMA の事業区分では「自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業」に貢献する位置付けと理解している。海外の先行事例も数多く公表されている。以上より、持続可能な森林経営を促進するうえで需要者側からの指標として提案する。 （海外の先行事例） - OTTO Group フレームワーク P7 https://static.ottogroup.com/medien/cached/docs/de/daten-und-fakten/Otto-Group-Sustainable-Finance-Framework.pdf - DS SMITH フレームワーク P9 https://www.dssmith.com/contentassets/726f511967f04ef69651dc4231dc5571/ds-smith-green-finance-framework-11th-april-2022.pdf - COMPASS GROUP PLC フレームワーク P13 https://www.compass-group.com/content/dam/compass-group/corporate/Investors/debt-investors/Sustainable_Financing_Framework_Final.pdf
19	大分類 5 「生物多様性保全に関する事業」	小分類 5-1「保護地域や OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）等における生態系の健全性の保全・再生を行う事業」の具体的な指標の例について、「代表的な生態系における適切な保全管理が行われた面積（km²）及び動植物（外来種を除く）の種数・多様性、生息・生育状況」は、後段の森林生態系・沿岸・海洋生態系（サンゴ）すべてに共通した指標の例であるとの認識。それを踏まえると、沿岸・海洋生態系（藻場）においては、造成面積として km²ではなく、ha でレポーティングが実施されているため、記載にも当該単位を追加してはどうか。また、面積や生息・状況だけではなく、整備箇所数をレポーティングに含めているケースもあるため、当該指標も追加してはどうか。 指標例：「代表的な生態系における適切な保全管理が行われた面積（km²・ha）や数（箇所）及び動植物（外来種を除く）の種数・多様性、生息・生育状況」

No.	大分類	御意見の概要
20	大分類 5	【意見】小分類 5-2「絶滅危惧種の保全に係る事業」の具体的な指標の例について、種数・個体群数、面積、実施数といった指標は、その数値が高いことが成果となるのか、どのような状態を期待しているか不明確であるため、数ではなく、増加率や状態が改善したことがわかる指標とすべきである。個体数であれば、「成熟個体数や個体数増加率」、生息生育環境については、「回復・改善した面積、種の分布面積や出現範囲」、事業の実施数については、「事業計画に沿って立てた目標の達成率」などとすべきである。 【理由】絶滅危惧種の保全に資する事業であれば、個体数が増えるだけでは不十分であり、持続可能な状態で遺伝的な健全性を保ち繁殖が成立するのを見えていく必要がある。生息生育地についても、分布域の回復や生息環境の改善が図れる指標とすべきである（その指標として、昆虫や植物などその環境の改善を計れる指標種の増加というのはあり得る）。また、「種の保存法に基づく保護増殖事業の一環として行う事業」については、環境省が策定する保護増殖事業計画に適合していることが要件となっているため、その数を追うのではなく、計画に沿って実行されているかを見ていく必要がある。
21	大分類 5	【意見】小分類 5-3「侵略的外来種による負の影響の防止・削減に資する事業」の具体的な指標の例「産業利用、研究等の用途で意図的に導入した外来種の野生への逸出対策を行う事業所等の割合（%）」について、具体例として、「導入した外来種の種類・個体数、並びに輸入・輸送・搬入・流通等の経路の記録の有無、逸出リスク評価の実施状況」を追加すべきである。 【理由】侵略的外来種への対応において、予防は最も費用対効果の高い対策であり、外来種は一度定着すると根絶が困難であり、在来種の減少・絶滅や生態系の改変など、不可逆的な影響を生じさせるおそれがある。また、導入種の種類及び個体数、輸入・輸送・搬入・流通等の経路を把握・記録することは、逸出リスクの管理及び逸出発生時の迅速な対応のための基礎情報となることから、こうした具体的指標を明記すべきである。
22	大分類 5	【意見】小分類 5-4「野生鳥獣との適切な距離が保たれ、鳥獣被害の緩和に貢献する事業」の具体的な指標の例について、野生鳥獣による被害軽減を評価する指標（例：生息環境管理面積、防護柵設置面積、誘因物除去実施面積、モニタリングの実施面積と頻度等）を追加すべきである。 【理由】野生鳥獣管理の目的は捕獲そのものではなく、人と野生鳥獣との軋轢を軽減し、生態系保全と地域社会との共存を実現することである。そのため、被害等が許容可能な水準まで低減しているかどうかを調べることが重要であり、その評価に関連する指標を用いるべきである。

No.	大分類	御意見の概要
23	大分類 5	【意見】 小分類 5-2, 5-3, 5-4 の具体的な指標の例について、「自然共生サイトの面積」を削除すべき。 【理由】 自然共生サイトは地域生物多様性増進法に基づき認定された増進活動実施計画等の実施区域を呼称する制度である。グリーンリスト 5-2、5-3、5-4 に掲げられた各小分類の事業活動が実施される場合もあるが、これらの事業についてその環境改善効果の審査・認証が行われる制度ではない。自然共生サイトの認定基準は実施区域またはその一部が有する「生物多様性の価値」であり、モニタリング要件についても 5 年に一度の提出が求められているにとどまり、グリーンリスト事業の環境改善効果の評価に代替できる内容ではない。したがって、自然共生サイトの「面積」をこれらの事業の環境改善効果の指標とするのは適切ではない。当該事業に関しては、より直接的な指標を要件とし、自然共生サイトを使用する場合は、補完的位置付け（5-1）とすべきである。
24	大分類 6 「クリーンな運輸に関する事業」	小分類 6-1「内航海運におけるハイブリッド船の製造・導入」について、将来的に合成燃料やバイオ燃料等のクリーン燃料を使用して初めてゼロエミッション化が可能、すなわちカーボンロックインのリスクがある資金使途かと思うので、カーボンロックインリスクに関するセーフガード要件が組み込まれた CTBG が公表された今、グリーンリストからは削除してはどうか。
25	大分類 8 「気候変動に対する適応に関する事業」	小分類 8-5「健康」に、暑熱下での健康被害の抑制という喫緊の目的と、施設の脱炭素化という長期的な目的の両立を目指す取り組みを対象に含めることを提案する。 具体的には、医療機関等における ZEB Ready 認証取得に向けた取り組み(資料 1)、低 GWP 冷媒を搭載した冷房設備の採用(資料 2)、当該施設への再生可能エネルギー設備の導入(資料 3)などを指す。 資料 1 日本医療政策機構, 「【調査報告】医療機関の省エネ・温室効果ガス排出削減事例集— 施設更新(新築・建て替え)に伴う実践事例」, 2026, https://hgpi.org/research/ph-20260316.html 資料 2 環境省, 「低 GWP 冷媒を利用した熱源装置の導入」, https://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/ghg-guideline/measures/pdf/01_107.pdf 資料 3 環境省, 「再生可能エネルギー熱利用の概要・導入事例」, 2022, https://www.env.go.jp/earth/%E5%86%8D%E7%94%9F%E5%8F%AF%E8%83%BD%E3%82%A8%E3%83%8D%E3%83%AB%E3%82%AE%E3%83%BC%E7%86%B1%E5%88%A9%E7%94%A8%E3%81%AE%E6%A6%82%E8%A6%81%E3%83%BB%E5%B0%8E%E5%85%A5%E4%BA%8B%E4%BE%8B.pdf

No.	大分類	御意見の概要
26	大分類 8	小分類 8-5 の具体的な指標の例として、①施設利用者・支援利用者のうち、熱中症の重症化・死亡のリスク要因(独居、基礎疾患の保有、エアコンの未設置又は不使用、低所得等)を有する者が占める割合、②年間の暑熱関連超過死亡数の減少、を指標に加えることを提案する。 ①について、熱中症による死亡者の 8 割超を高齢者が占めており(資料 4)、東京都 23 区のデータでは、屋内で亡くなった熱中症死亡者の約 85%がエアコンを使用していない(未設置を含む)状況であったことが報告されている(資料 5)。被害が特定のリスク層に集中している以上(資料 6)、支援の総量だけでなく、リスクの高い「熱中症弱者」に届いているかを評価することが、実質的な被害軽減の観点から重要である。②について、熱中症関連死として計上される死亡は、高温がもたらす健康被害の一部にすぎず、実際には循環器疾患や呼吸器疾患を通じた暑熱関連の超過死亡がこれを大きく上回るとされる(資料 7)。気候変動に伴う実質的な健康被害の全体像を把握するには、狭義の熱中症死亡数のみならず、この超過死亡に着目することが重要である。 資料 4 環境省大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室, 「熱中症に関する最新の情報」, pp6, 2025, https://www.env.go.jp/content/000299035.pdf 資料 5 谷口 智明 (第一ライフ資産運用経済研究所), 「二季化が進む日本、熱中症から命と暮らしを守る」, 2025, https://www.dlri.co.jp/report/ld/546515.html 資料 6 環境省, 「指定暑熱避難施設の運営に関する事例」, pp16, 2024, https://adaptation-platform.nies.go.jp/climate_change_adapt/heatstroke/pdf/heat_20240227_d0c03.pdf 資料 7 本田靖, 「気候変動による直接的健康リスク—熱関連疾病・死亡—」, 保健医療科学 2020 Vol. 69 No. 5 p. 412—417, https://www.niph.go.jp/journal/data/69-5/202069050003.pdf

No.	大分類	御意見の概要
27	大分類 8	小分類 8-5 のネガティブな環境効果の例として、空調設備等を始めとする機器等の設置及び使用時間の増加による「温室効果ガス排出量の増加等」に加えて、「空調設備による対処の固定化が低炭素な暑熱対策への移行を遅らせる懸念等」という文言を加えることを提案する。 小分類 8-5「健康」は、健康被害の抑制と環境負荷の低減が緊張関係にある項目である。すなわち、気候変動の健康影響に対処する試みが、かえって温室効果ガスの排出を通じて気候変動を助長するという、いわゆる「不適応 (maladaptation)」が生じうる領域である(資料 8)。特に、健康被害抑制のための機械空調への大規模な依存は、当面の健康保護に資する一方、その「固定化 (ロックイン)」(資料 8)を通じて、建物の受動的冷却や緑化等のより持続可能で低炭素な暑熱適応への転換を、長期的に困難にするおそれがある。こうした点に鑑み、単に排出量が増加する懸念にとどまらず、低炭素な選択肢への移行が阻害されるという長期的な懸念についても、ネガティブな効果の例として記述されるべきである。 資料 8 IPCC, 2022: Summary for Policymakers. In: Climate Change 2022: Impacts, Adaptation and Vulnerability. Contribution of Working Group II to the Sixth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change. Cambridge University Press.pp27, https://www.ipcc.ch/report/ar6/wg2/downloads/report/IPCC_AR6_WGII_SummaryForPolicymakers.pdf
28	大分類 8	小分類 8-5 は、健康被害の抑制と温室効果ガス排出の削減が構造的に緊張しうる項目である。そのため、短期的な健康保護と長期的な低炭素化の双方を可視化し、両立を図る取り組みや指標がグリーンリストに反映されることを期待する。また、現時点のグリーンリストでは暑熱対策のみを対象としているが、気候変動の健康影響は感染症媒介生物の分布拡大や大気質・アレルゲンの変化などより広範に及ぶ(資料 9)。将来的にはこれらを包含する形で対象事業を拡充することを期待する。 資料 9 環境省, 「気候変動影響評価報告書 総説 2025 年度版」, p95-105, https://www.env.go.jp/content/000377713.pdf

No.	大分類	御意見の概要
29	大分類 8	小分類 8-7「国民生活・都市生活」の具体的な指標例「最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数」について、以下のような指標に変更してはどうか。 指標例：管理面積（所有面積）において、最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した面積の割合（%） 地方自治体が発行体となり、構成団体に対するハザードマップの作成支援事業を資金使途とする場合を想定しているものと認識。ただし、あまりに発行体と資金使途が限定されており、汎用性が低い印象（さらにいえば、適債性の観点から、自治体がこうした事業を資金使途とする可能性は極めて低い印象）。発行体自身のハザードマップの策定にも使用できるようにする観点、また一般企業等にも汎用可能にする観点から提案する。
30	大分類 9 「循環経済に対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品に関する事業」	小分類 9-1「環境に配慮した製品を製造する事業」の具体的な指標の例に、エコラベルの具体例として、我が国の代表的なタイプ I 環境ラベルである「エコマーク」を明記すべき。 追加案：●環境配慮型製品やエコラベルの例：（エコマークの認証数） 【理由】他項において各認証制度の例示がなされているのと同様に、エコラベルについても具体的な例示を行うべきである。 エコマークは、ISO 14024 に準拠した日本で唯一のタイプ I 環境ラベルであり、国のグリーン購入法における「判断の基準」にも記載されている。また近年は、店頭での購買はもとより、2 万点を超える認定商品が EC サイトとデータ連携されて表示されるなど、ネットショッピングの場でも環境配慮型の商品選びの目印として広く活用されている。さらに、企業の統合報告書等においても、環境側面の客観的な評価指標としてエコマークの取得等が記載される事例が見られる。 昨今、世界的にグリーンウォッシュに対する規制や政策が強化される傾向にあり、企業等による自己宣言型の環境主張（独自のロゴマーク等を含む）は制限される方向となっている。日本においても令和 8 年 3 月に環境省の「環境表示ガイドライン」が改訂され、より信頼性の高い環境主張が求められている。なお、エコマークと同じ ISO 14024 に基づく「EU エコラベル」は、欧州の持続可能な金融（サステナブルファイナンス）に関する情報開示規則の改訂において活用される方向となっており、環境ラベルの重要性は国内外の市場・金融において高まっている。

No.	大分類	御意見の概要
31	大分類 10 「グリーン ビルディングに関する 事業」	小分類 10-1「環境負荷の低い資材の使用」の具体的な指標の例の「資材」に以下を追記すべき。 追加案：●環境負荷が低い資材（例：エコマーク認定製品の調達量(t)や割合(%)） 【理由】CASBEE では、リサイクル材料や清掃資材の使用として、エコマークの例示がある。 https://www.jsbc.or.jp/research-study/casbee/qanda/qanda_building.html また、LEED でも同様に ISO 14024 に基づく環境ラベルが資材に記載されている。
32	大分類 10	【意見】小分類 10-1「国内基準に適合又は CASBEE、LEED 等の環境認証制度において高い性能を示すグリーンビルディングの新築又は改修を行う事業」の具体的な指標の例として、「持続可能な森林から産出された木材（森林認証（FSC 認証、SGEC/PEFC 認証）を取得した森林から産出された木材、又は、クリーンウッド法に基づき合法性が確認でき、かつその木材が産出された森林の伐採後の更新の担保を確認できる木材）の調達量（t）や割合（%）」が挙げられている点について、森林認証材（FSC 認証、SGEC/PEFC 認証）と、クリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材を同列に記載しているが、それぞれの制度が担保する内容は異なるため、区別して整理すべき。 【理由】森林認証制度は、木材の合法性に加えて森林管理の持続可能性や環境・社会面の要件を含むものである。一方、クリーンウッド法は木材等の合法性確認を目的とする制度であり、森林管理の持続可能性を認証する制度ではない。そのため、これらを同列に扱うと、それぞれの制度が提供する保証内容や保証水準の違いが不明確となり、利用者に誤解を与えるおそれがある。 このため、環境改善効果の指標として木材調達を評価する場合には、森林認証材と合法性確認材を区別して記載することを提案する。